

クリーンエネルギーファクトリー株式会社に係る(仮称) C E F 福島黒^{くろぼっけ}佛木
ウインドファーム事業環境影響評価方法書に対する知事意見について

1 総括的事項について

- (1) 風力発電の事業特性については、自社施設での調査に限らず広範囲な情報の収集に努めるとともに、その知見を本事業における環境影響評価に反映させること。
また、環境影響評価を行う過程において、項目、手法等の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定した項目、手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価（以下「評価」という。）を行うなど適切に対応すること。
- (2) 環境影響の予測にあたっては、風況等の現地調査結果を踏まえ、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 風車稼働が生活環境に及ぼす影響を懸念する意見があることから、評価結果を踏まえ、風車の設置位置の選定理由と周辺住宅からの距離の妥当性について、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に詳細に記載すること。
- (4) 環境影響評価を行なう地点、区域をより広範囲に設定するとともに、その設定理由及び調査手法の妥当性について検討し、結果を準備書に詳細に記載すること。
- (5) 風車、管理棟、変電所、管理用道路、現場事務所等の設置並びに資機材等運搬道路の拡張、送電線の埋設等の工事（以下「設置等工事」という。）に伴う改変場所を具体的に示すとともに、施設及び設備の構造、仕様等を準備書に詳細に記載し、必要な評価を行うこと。
- (6) 事業予定区域付近は、雑木林など天然林が多く残る貴重な自然環境を保持しており、手古岡地区等の水源地でもあるため、事業実施による保水力低下と濁水の流出による生活用水への影響、土砂崩壊等の災害防備への影響が懸念され、また、無機質で人工的な工作物の乱立は、川内村のイメージ戦略からかけ離れているとの指摘があることから、これらについて評価を行い、準備書に詳細に記載すること。
- (7) 県環境影響評価技術指針の参考項目以外にも、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じて適切な評価項目を追加すること。
- (8) 事業予定区域の中心部を同区域から除外した理由を準備書に記載するとともに、必要に応じて除外した区域にも評価地点を設定すること。

(9) 事後調査の評価項目については、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減するという環境影響評価の基本的な考え方に立脚し、次のような観点から選定すること。

ア 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
イ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

ウ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等

特に、動物・生態系（バードストライク（コウモリ類を含む）等）、低周波音、生活用水への影響、並びに道路及び道路法面の改変部分の維持管理については、これらの項目に該当する可能性があることから、状況を的確に把握できる手法での実施を検討すること。

2 環境影響評価項目及び手法について

(1) 大気環境について

ア 低周波音及び騒音については、自社施設での調査結果、国の検討状況等最新の知見を踏まえ、対象事業実施区域周辺が静穏な地域であることも考慮して可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に詳細に記載すること。

また、面的評価を実施するとともに、調査地点は、距離・方位別の居住状況調査結果を踏まえ実態を的確に把握できる位置を追加し、調査頻度、方法等も精度の高い評価ができるよう見直しを行うこと。

イ 資機材等運搬経路の選定にあたっては、使用する道路沿道の騒音に係る環境基準適合等状況に配慮すること。

(2) 水環境について

ア 事業予定区域及びその周辺は、上水道の未普及区域であるため、住民が生活用水として使用している湧水、表流水、井戸等の状況を調査し、設置等工事による影響を的確に把握できる地点及び関係市町村の意見を踏まえた地点で、工事前、工事中及び施設の稼働中における水源水質の測定を行い評価すること。

また、設置等工事での濁水防止対策を具体的に検討し、沈砂池等の構造、設置箇所、排水系路を準備書に詳細に記載すること。

イ 基礎設置に相当量のコンクリートの使用が見込まれることから、水質調査項目にpHを追加するとともに、河川の流量、周辺小支流群の河床・河岸の洗掘等状況を調査すること。

また、周辺及び下流河川の利水状況を調査すること。

ウ 工事中及び施設の稼働中のし尿及び雑排水の処理計画を準備書に記載すること。

また、浄化槽等を設置する場合は、窒素・リン等の除去可能なより高度な処理性能の施設を使用するとともに、雑排水のみを放流する場合であっても同等の処理を行う等、可能な限りの水質保全対策を検討すること。

(3) 動植物について

ア バードストライク（コウモリ類を含む）については、事業予定区域及び周辺での生息・渡りの調査結果、自社施設での調査結果、過去の衝突等事例、国の検討状況等最新の知見を踏まえ可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に詳細に記載すること。

イ 猛禽類の調査にあたっては、「猛禽類保護の進め方（平成8年8月環境庁自然保護局野生生物課編集）」に従い、年間を通じて実施するとともに、希少猛禽類の繁殖が確認された場合には、営巣地等の行動圏解析を綿密に行うこと。

なお、実態を的確に把握できる調査地点、調査頻度等を選定すること。

ウ 渡り鳥の調査については、経時変化を把握できるように、調査頻度を多くすること。また、他地域の資料を収集して、渡り数の比較分析を行うこと。

エ 鳥類調査のラインセンサスのルート及び定点観察の位置、それぞれの調査頻度等は、実態を的確に把握できるように設定するとともに、希少種が確認された場合は、より詳細な調査を行うこと。

オ 夜行性飛翔動物の調査は、渡り鳥のほか、フクロウ類、コウモリ類等も対象とし、可能な限り最新の手法により行うこと。

特に、コウモリ類の調査は、周辺のコロニー分布情報を集めるとともに生息状況を的確に把握出来る調査頻度等を選定すること。

カ 濁水、pHの変化等による影響が懸念されるため、主要な水質調査地点で水生生物（魚類、底生生物）及び水生植物の調査を行うこと。

(4) 生態系について

ア 植生の変化による昆虫相や哺乳類相の変化が、猛禽類やコウモリ類に及ぼす影響について評価を行うこと。なお、小型哺乳類の調査でシャーマントラップを用いる等、一般的な手法を選定し、必要に応じて他地域との比較分析を行うこと。

イ 供用後に疎開地を好む動物が事業場に近づくことを防ぐため、取付道路を含めて、新たな疎開地の創出を極力少なくすること。

(5) 景観について

ア 事業予定区域は、樹林の中に位置しており、季節毎の景観の変化が大きいと想定されることから、季節毎の評価を行うこと。

イ 事業予定区域は、周辺から広く視認される条件にあることから、近隣の住宅のほか、周辺の集落、国道、県道、村道等数多くの調査地点を選定すること。

ウ 視認可能域等の予測は、ブレード先端の高さで行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業予定区域及びその周辺に山菜採り等の活動で訪れる人々に対する影響についても評価を行うこと。

(7) 廃棄物等について

建設工事及び施設の稼働に伴い発生する廃棄物、残土等は、発生工程、保管・処理方法等を準備書に詳細に記載すること。

3 その他

(1) 強風や落雷等による風車の破損・倒壊、漏電事故等の予防対策を示すとともに、事故が起きた場合の緊急時の対応について、準備書に詳細に記載すること。

(2) 本意見に関する措置を講じるにあたっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。